

訪問介護ゆうゆう 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ゆうゆう介護聖が開設する訪問介護ゆうゆう（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護又は第一号訪問介護事業、訪問介護相当の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態、第一号訪問介護事業にあっては要支援状態等）にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護、第一号訪問介護事業、訪問介護相当を提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(第一号訪問介護事業 訪問介護相当の運営の方針)

第3条 第一号訪問介護事業 訪問介護相当の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 第一号訪問介護事業 訪問介護相当の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者等へ報告することとする。

3 第一号訪問介護事業 訪問介護相当の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問介護ゆうゆう
- ② 所在地 岐阜市八代3丁目13番13号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	員数	備考
管理者	介護福祉士	1名	サービス提供責任者との兼務
サービス提供責任者	介護福祉士	4名	うち1名は管理者との兼務
訪問介護員等	介護福祉士・介護職員基礎研修修了者・ホームヘルパー2級等	7名以上	うち4名はサービス提供責任者との兼務

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・ 訪問介護計画又は第一号訪問介護事業 訪問介護相当計画の作成・変更等を行い、利用の申

込みに係る調整をすること。

- ・ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理に ついて必要な業務等を実施すること。

(3) 訪問介護員等

訪問介護員等は、訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日は月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供日は年中無休とする。
- ④ サービス提供時間は午前8時30分～午後8時30分までとする。
- ⑤ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額又は岐阜市が定める額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。但し保険料滞納等により保険給付額が減額されている場合は減額後の額とし、保険料滞納等により、法定代理受領サービスに該当しない場合は介護報酬告示上の額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助
- ③ 通院等乗降介助

2 第一号訪問介護事業 訪問介護相当の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- ① 訪問型独自サービス 11…1週に1回程度
- ② 訪問型独自サービス 12…1週に2回程度
- ③ 訪問型独自サービス 13…1週に2回を超えた場合
- ④ 訪問型独自サービス 21…標準的な内容の指定相当
- ⑤ 訪問型独自サービス 22…生活援助が中心である場合（20分以上45分未満）
- ⑥ 訪問型独自サービス 23… " (45分以上)

3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、徴収しないものとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、岐阜市、山県市、本巣市、羽島郡の区域とする。
介護予防・日常生活支援総合事業の実施地域は岐阜市とする。

(苦情処理)

第10条 事業者は、事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 事業者は、苦情を受け付けた場合には、その内容等を記録し、完結した日から5年間保存する。

また、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に努める。

- 3 事業者は、指定訪問介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供した指定訪問介護等に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 提供した指定訪問介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止等のための責任者の設置。
- (2) 成年後見制度の利用支援。
- (3) 虐待防止等のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会で検討結果を従業者に周知徹底する。
- (4) 従業者への研修実施。

(身体拘束等の禁止)

第12条 事業所は、事業の提供にあたって、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- (1) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、事前に利用者及び代理者の同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- (2) 虐待防止委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、すべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。）に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ゆうゆう介護聖と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成24年4月2日から施行する。
この規程は、平成24年12月1日から施行する。
この規程は、平成25年5月1日から施行する。
この規程は、平成25年10月1日から施行する。
この規程は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年5月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

虐待防止委員会 名簿

株式会社 ゆうゆう介護聖
一般社団法人 佑聖福祉団

(令和6年5月1日現在)

事業所・職名	氏名
株式会社 ゆうゆう介護聖 代表取締役 一般社団法人 佑聖福祉団 代表理事	◎ 責任者 越智 健太
ゆうゆう・訪問介護ゆうゆう 管理者	渡邊 智代
ゆうゆう・訪問介護ゆうゆう 所長	安藤 潤
相談支援事業ゆうゆう 管理者	山内 裕美子
就労支援ゆうゆう 管理者	越智 吉美
株式会社 ゆうゆう介護聖 法令遵守責任者	大野 豊